

介護保険事業者に対する行政処分（改善命令）について

県は、令和8年4月30日付け通知により下記の介護保険事業者に対し、介護保険法第76条の2第3項の規定に基づく改善命令を行った。

記

1 処分事業者

- (1) 法人名 有限会社こころ
- (2) 代表者 取締役 宮城貴美子
- (3) 所在地 宜野湾市志真志一丁目14番12号

2 対象事業所

- (1) 事業所名 有料老人ホームこころ
- (2) 所在地 宜野湾市志真志一丁目14番12号
- (3) サービス種類 特定施設入居者生活介護
- (4) 事業所番号 4770500355

3 処分の内容

介護保険法第76条の2第3項の規定に基づく改善命令

（令和7年10月15日付けで行った同法第76条の2第1項の規定に基づく勧告に係る措置をとるよう命ずるもの）

4 命令の期限

令和8年6月1日まで

5 処分の理由

当該事業所に対し、令和7年7月1日に実施した監査の結果、生活相談員、看護・介護職員及び機能訓練指導員の人員基準違反が認められたため、令和7年10月15日付けで改善勧告を行った。

その後、県が改善状況を確認したところ、看護・介護職員及び機能訓練指導員については改善が図られたものの、生活相談員については依然として基準を満たしておらず、勧告に係る措置がとられていないことが判明した。

このため、介護保険法第76条の2第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるよう命じたものである。